平成 31 年度環境技術実証事業 実証機関選定方法案

実証機関の選定は、運営委員が「選定委員」として審査を行う。 選定方法は以下の内容 (案)にて行うこととする。

1. 1 技術区分ごとの審査の手順(各手順に要する時間は目安となります。)

【手順1】 事務局による申請書類の要点をまとめた事前審査資料の説明 5分

【手順2】 審査対象となる実証機関の申請内容の審査 10分

【手順3】 審査内容に基づく実証機関選定 10分

1. 2 審査・選定方法

申請した実証機関より提出された申請書一式を事務局にて実証機関選定の観点(資料 2-2)に基づき、事前審査(別紙 4)を実施し、事前に委員に回付し、確認依頼を行う。審査当日に、事前審査資料を参考に、以下のとおり選定委員による審査及び実証機関の選定を行う。

(1) 事前審査資料に基づき、各選定委員による審査(別紙5を用いる)を行う。

評価項目は、実証機関の各選定の観点毎に、「非常に適切 (5 点)」、「より適切 (2 点)」、「標準 (1点)」、「一部不足 (-2点)」、「是正が必要(-5点)」とし、点数付にて評価を行う。 (2)(1)の審議結果に基づき、実証機関の選定を行う。尚、評価項目に「一部不足 (-2点)」、

「是正が必要(-5点)」がある場合は、是正するという条件付きで、選定できる。選定結果は、 環境省に報告し、環境省が実証機関選定の最終判断を行う。

- (3) 技術区分に対し、2機関以上の申請があった場合は、原則1機関(法人)を選定する。
- (4) 選定の際に委員の合意が得られなかった場合は、運営委員会座長に一任する。
- (5)(2)の評価点が同点の場合、選定委員で検討の上、多数決にて選定する。
- (6) 欠席の選定委員は、事前にメールにて審査を行い、事務局に提出する。

1.3 審査に当たっての留意点

(1) 選定委員のうち、審査対象機関の役員もしくは使用人である場合は、当該機関の審査を棄権する。

以上